

[事案 2019-285] 新契約無効請求

・令和2年6月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年8月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)がんと診断されたときに一時金が支払われるものと認識していたが、実際の保障内容はそうではなかった。
- (2)募集人に「がんにはもちろん、がん以外にもいい保険だから」と説明されたが、特定疾患についての説明もなされておらず、明らかに説明不足である。
- (3)契約者である自分の年齢的にみて、保険に詳しくない人も多いと考えられ、丁寧な説明が必要であるところ、それがなされなかったため保険の内容を誤って理解してしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、がん罹患時に一時金が支払われると誤認させる発言をしたことを否定している。
- (2)募集人の商品説明等において、説明が不足していたとは判断できず、適正に募集したものと判断する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に説明不足があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。